

# ○平成30年7月豪雨災害(農業関係)の被災者の皆様へ

このたびの豪雨により被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

被害に応じて以下の制度が利用できますので、詳しくは相談窓口へご連絡願います。

## ○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金(災害資金)	当面の肥料や飼料などの生産資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な方は融資を受けられます。(※日本政策金融公庫) ①融資限度額 600万円(特認 年間経営費又は粗収入の3/12以内) ②融資利率 0.20%(平成30年6月20日現在) ③融資期間 10年以内(据置期間3年以内)
福岡県農林漁業災害対策資金	当面の肥料や飼料などの生産資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な方は農林漁業災害対策資金の貸付が受けられます。 [一般災害] ①融資限度額 500万円 ②融資利率 公庫資金 0.20%(平成30年6月20日現在) 農協資金 0.20%(平成30年6月20日現在) ③融資期間 公庫資金 10年以内(据置期間3年以内) 農協資金 7年以内(据置期間3年以内)
農林漁業施設資金(災害復旧施設)	農業用施設の復旧、果樹の改植または補植のための資金が必要な方は融資を受けられます。(※日本政策金融公庫) ①融資限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円(特例600万円)のいずれか低い額 ②融資利率 0.20%~0.24%(平成30年6月20日現在) ③融資期間 15年以内(据置期間3年以内)、果樹の改植・補修は25年以内(据置期間10年以内)
農業基盤整備資金(災害復旧事業)	被害を受けた土地改良施設の復旧費について、融資が受けられます。(※日本政策金融公庫) ①融資限度額 地元負担額(最低限度額10万円) ②融資利率 0.20%~0.30%(平成30年6月20日現在) ③融資期間 25年以内(据置期間10年以内)
農林漁業施設資金(共同利用施設)	農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の復旧費用について、低利融資が受けられます。(※日本政策金融公庫) ①対象者 農協、森林組合等 ②貸付限度額 必要額の80%(大臣指定施設は別途) ③貸付利率 0.20%~0.30%(平成30年6月20日現在、大臣指定施設は別途) ④償還期間 25年以内(据置期間10年以内)
就農支援資金の支払猶予	就農支援資金の償還が困難になった方は、支払猶予(1年以内)が受けられます。ただし、法定据置期間及び償還期限内となっています。
農業近代化資金の据置期間及び償還期限の延長	農業近代化資金の償還が困難になった方は、据置期間及び償還期限の延長が受けられます。ただし、法定据置期間及び償還期限内となっています。

## ○農業共済関係

農業共済制度	災害により、一定の減収を受けた方は、共済金を受けられます。ただし、事前に加入していることが必要です。 <事業の種類(一覧)> ○農作物共済…水稲・麦 ○家畜共済…乳牛の雌及び肉用牛、馬、豚 ○果樹共済…かき、なし、ぶどう、キウイフルーツ、うんしゅうみかん ○畑作物共済…大豆 ○園芸施設共済…特定園芸施設、附帯施設 ○任意共済…建物、農機具
--------	---

## ○補助事業関係

農地、農業用施設の災害復旧事業	農地・農業用施設が被災した場合に災害復旧事業に取り組むことができます。 ①要件 1箇所の工事が40万円以上のもの、農業用施設(道路・水路など)は受益戸数が2戸以上のもの ②補助率 農地50%以上、農業用施設65%以上(被害の状況によって補助率は変動します)
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農業協同組合等が所有する共同利用施設について、災害復旧事業費の一部補助を受けることができます。 ①対象 農協等が所有する共同利用施設 ②補助率等 1箇所の工事の費用が40万円以上の災害復旧に対し補助(補助率2/10)ただし、激甚災害法第6条の規定に基づく政令で定める地域(告示地域)については補助率が高上げされます。